

【社会福祉施設職員等退職手当共済制度】

退職手当共済新システムの概要及び変更点

独立行政法人福祉医療機構 共済部

退職手当共済新システムの概要及び変更点

1. 新システムの概要

(1) はじめに

令和7年1月から新しいシステムが稼働します! すべての手続きで、オンラインでの申請が可能となります。 ※これまでのシステムは全面刷新されます。

【現行のシステム画面イメージ】

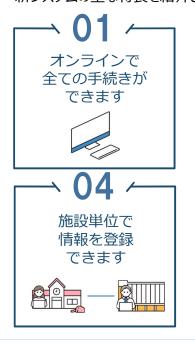
【新システムの画面イメージ】





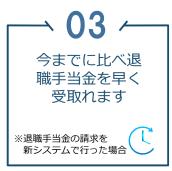
1. 新システムの概要

(2) 新システムの主な6つの特長 新システムの主な特長を紹介します。











3



退職手当共済新システムの概要及び変更点

2. 新システムの変更点

(1) 新システムにおける変更の概要(届出単位)

現行システム

届出内容	届出時期	対応状況
掛金納付対象職員届	年1回、4/30までに提出	電子での届出が可能
被共済職員加入届	随時(加入資格を満たした際)	電子での届出が可能
被共済職員退職届	随時(退職の定義を満たした際)	システムで作成後、郵送が必要
退職手当金請求書	随時(退職手当金を請求する際)	システムで作成後、郵送が必要
施設等新設届・申出書	随時(施暖等を新設した際または申し出る際)	システムで作成後、郵送が必要
その他の届出	随時 (届出の要件を満たした際)	郵送が必要

新システム

すべての手続きがオンライン上で可能 (すべての届出書類は機構へ直接提出に変更)

都道府県社協等との業務委託契約は、R6.12末で終了します。

※現行の電子届出システムは廃止し、新たなシステムを稼働するため、これまで電子で登録していた 「掛金納付対象職届」、「被共済職員加入届」の登録画面等は刷新されます。



2. 新システムの変更点

(2) 新システムにおける変更の概要 (機能面と手続き面)

新システム

【機能面】

現行システムを全面刷新し、新たなシステムを構築、各種機能が大幅に向上

全手続きがオンラインで申請可能(郵送不要)

複数 I Dにより施設単位で入力・管理が可能 (複数人で作業分担が可能)

必要な手続きはシステムを通じてお知らせ (リアルタイムで登録・状況確認可能)

間違い防止・入力支援機能の拡充

【手続き面】

全ての手続きを新システムによるオンライン申請に移行

- ・<u>退職届・退職手当金請求</u>を含む各種手続きは 原則オンライン申請に移行(郵送不要)
- ・現在社協等を経由している退職届・請求書は WAMへ直接提出(社協等経由から変更)
 - ※各都道府県社会福祉協議会等の業務委託先 との委託契約は、令和6年12月末で終了します
 - ※【留意点】源泉徴収事務の流れが変更となる場合があります。

退職手当金請求は退職者がスマホで請求 (共済契約者が代行できる機能も整備)

5

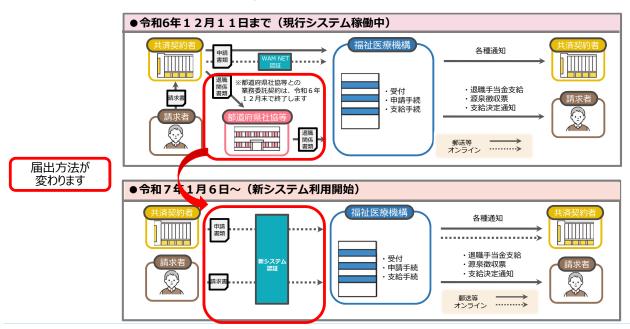


退職手当共済新システムの概要及び変更点

2. 新システムの変更点

(3) 手続き面での変更フロー概要

社会福祉協議会等との業務委託契約は終了(R6.12月末)します。 退職届・請求書はオンラインで直接WAMに提出します。





2. 新システムの変更点 く退職者が複数箇所から退職手当金を受けるとき>

(4-1) 源泉徴収事務について(福祉医療機構が**後**の場合) (貴県では、概ねこちらになります)

令和7年1月から退職届、退職手当金請求書の提出先が、各都道府県の業務委託先(都道府 県社会福祉協議会、共済会等)ではなく福祉医療機構となります。

退職関係書類については、業務委託先を経由しないため、退職手当金を複数箇所から受取る場合は、請求書をご提出いただくときに、<mark>退職手当金の支給の順番をシステム上で選択いただきます。最終支払者が源泉徴収事務を行いますので、選択いただく順番によって源泉徴収事務の流れが異なりますので、ご注意ください。</mark>

●福祉医療機構が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、<u>福祉医療機構が最終支払者となる場合は、福祉医療機構で源泉徴収を行います。</u>

この場合は、福祉医療機構に退職手当金を請求いただくときに、<u>福祉医療機</u> 構**以外**が支払った退職手当金の源泉徴収票をシステムにアップロードしてい ただきます。



7



退職手当共済新システムの概要及び変更点

2. 新システムの変更点 <退職者が複数箇所から退職手当金を受けるとき>

(4-2) 源泉徴収事務について(福祉医療機構が**先**の場合)**(貴県では概ね、あてはまりません。)**

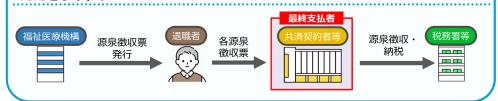
令和7年1月から退職届、退職手当金請求書の提出先が、各都道府県の業務委託先(都道府 県社会福祉協議会、共済会等)ではなく福祉医療機構となります。

退職関係書類については、業務委託先を経由しないため、退職手当金を複数箇所から受取る場合は、請求書をご提出いただくときに、<mark>退職手当金の支給の順番をシステム上で選択いただきます。最終支払者が源泉徴収事務を行いますので、選択いただく順番によって源泉徴収事務の流れが異なりますので、ご注意ください。</mark>

●福祉医療機構以外が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、<u>福祉医療機構**以外**が最終</u> 支払者となる場合は、共済契約者等の最終支払者が源泉徴収を行う必要があります。

この場合は、福祉医療機構が退職手当金をお支払いするときに、退職者へ源 泉徴収票を発行します(その後退職者から最終支払者に源泉徴収票を提出い ただきます)。





2. 新システムの変更点 <退職者が複数箇所から退職手当金を受けるとき> (4-3) 源泉徴収事務について(山梨県社会福祉協議会分について)

複数箇所から、退職手当金が支払われる場合 源泉徴収事務は、最終支払者が源泉徴収事務を行うことになります。 山梨県社会福祉協議会の運営する退職手当金について、請求の順番は、

山梨県社会福祉協議会の請求が先になり、福祉医療機構は後となります。 この場合、源泉徴収事務は福祉医療機構で行います。

山梨県社会福祉協議会から支払われる退職手当金の源泉徴収票を入手後に、法人もしくは、 退職者が、源泉徴収票を新システムにアップロードしていただくことになります。

※なお、貴法人が他県に施設等があり、他県の社会福祉協議会等の制度に加入している場合は、当該県の退職手当金の支給の順番を確認してください。

9



退職手当共済新システムの概要及び変更点

2. 新システムの変更点 <退職者が複数箇所から退職手当金を受けるとき> (4-4) 源泉徴収事務について (山梨県社会福祉協議会分以外について)

複数箇所から、退職手当金が支払われる場合 源泉徴収事務は、最終支払者が源泉徴収事務を行うことになります。

退職届作成時に「支払いの順番」で福祉医療機構を「後」とした場合 先に支払われた退職手当金の源泉徴収票を福祉医療機構にご提出いただく ことで福祉医療機構で源泉徴収事務を行います。

退職届作成時に「支払いの順番」で福祉医療機構を「先」とした場合 福祉医療機構では源泉徴収事務を行いません。 最終支払者である(共済契約者)が複数箇所から支払われた退職手当金に ついて、まとめて源泉徴収事務を行う必要があります。

退職者が受け取る退職手当金が福祉医療機構からのみの場合(複数箇所から退職手当金が支払われない方の場合)

退職届作成時に「支払いの順番」で福祉医療機構を「先」としてください。 源泉徴収事務は福祉医療機構で行います。



2. 新システムの変更点

(5)機能面の変更内容詳細

主な項目	現行システム	新システム
①利用者ID	共済契約者に1つのIDを付与	施設(担当者)単位でIDの付与が可能
②諸届の届出時期	共済契約者の判断により提出	届出が必要な手続きや時期をメールで案内
③本俸月額の 更新	一人一人画面で登録	施設職員情報のCSVをアップロードする ことで一括で更新することが可能
④書類の保存	届出書類は届出前にコピーして保 存	届出内容は、オンラインで確認可能

(6) 手続き面の変更内容詳細

主な項目	現行システム	新システム
①手続き方法	一部の諸届を除き原則郵送が必要	すべての手続きがオンラインで可能 (すべて機構へ直接提出)
②添付書類の提出 (源泉徴収票等)	諸届に添付し提出	オンラインでアップロード
③従業状況の報告 (勤務状況、育休等)	年1回の報告(掛金届、退職届で 報告)	随時オンラインで登録可能。掛金届、退職 届提出時に再度確認し報告
④請求書提出	請求書類は手書き又はパソコンで 作成し共済契約者を経由して郵送	請求者のスマートフォンで退職手当金の請 求手続きが可能

11



新退職手当共済システムの概要及び変更点

2. 新システムの変更点

(7) その他の変更内容

主な項目	現行システム	新システム
①退職手当金支給 審査期間	郵送期間、データ入力、不備照会 等に時間を要する	オンライン申請による郵送、データ入力期 間の短縮、不備チェック機能強化による審 査期間短縮が見込める
②退職金支払い 時期の確認	機構への照会が必要	審査の状況をオンラインで確認可能
③最新情報の確認	データの更新頻度は年2回(8月、 3月)であるため、最新の届出情 報が確認できない	常に最新の届出内容をオンラインで確認可 能



2. 新システムの変更点

(7)機構からの各種お知らせの変更点

項目	現在	今後(新システム)
①掛金届提出· 掛金納付依頼	3月中旬に書類を郵送	左記に加え、メールでお知らせ
②各種届出の不備照会	電話、FAX、書面の郵送等で の照会	メール等で照会し、オンライン上で修正の 届出が可能
③退職金支給決定通知	ハガキの郵送	左記の内容を引き続き実施
④源泉徴収票の通知	ハガキの郵送	記の内容を引き続き実施
⑤退職届・請求書 提出督促通知	八ガキの郵送	左記の内容を引き続き実施
⑥退職手当金 時効のお知らせ	書面の郵送	左記の内容を引き続き実施
⑦契約対象外異動職員 の復帰期限確認通知	八ガキ郵送	メールでお知らせ

13



退職手当共済新システムの概要及び変更点

3. 新システムへの移行スケジュール

(1) 新システム移行のスケジュール 新システム移行のスケジュールは以下のとおりとなります。

				_
	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	令和7年 1月6日~
新システムの メールアドレス登録		\longrightarrow		
新システムの 紹介動画公開	*			
新システムの I D・ パスワード送付			*	
新システムご案内送付			\star	
現行の電子届出 システム利用停止 (次ページ参照)			\longleftrightarrow	
新システム利用開始				
コールセンターの運用開始				

3. 新システムへの移行スケジュール

- (2) 現行の電子届出システム利用停止 令和6年11月末よりシステムの移行作業を行うため、現行の電子届出システムの利用を停止します。
 - ① 現行システム利用停止期間(※)

令和6年12月11日17:00~令和7年1月5日

- ※移行期間中は、以下の通り段階的に電子届出システムの届出作成・提出機能等を 停止するため、お手続きの際はご注意ください。
 - ◆令和6年11月27日17:00まで利用可能 施設等新設届・申出書登録
 - ●令和6年12月11日17:00まで利用可能 加入届登録、被共済職員退職届登録、施設情報・ 職員情報照会、各種届出様式ダウンロード
- ② 新システム利用開始令和7年1月6日~

15

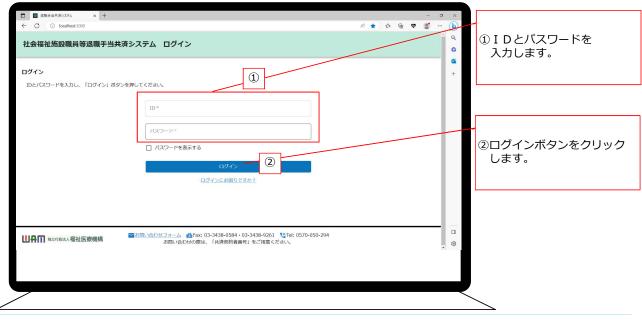


退職手当共済新システムの概要及び変更点

4. 新システムの画面イメージ

(1) □グイン

12月上旬にお知らせするID等で令和7年1月6日以降にログインできます。





4. 新システムの画面イメージ

(2) 共済契約者ホーム画面(対応が必要な手続)

ログインをすると、共済契約者ホーム画面が表示されますので、この画面の「対応が必要な手続」の内容に沿って手続きをしていきます。



17



退職手当共済新システムの概要及び変更点

4. 新システムの画面イメージ

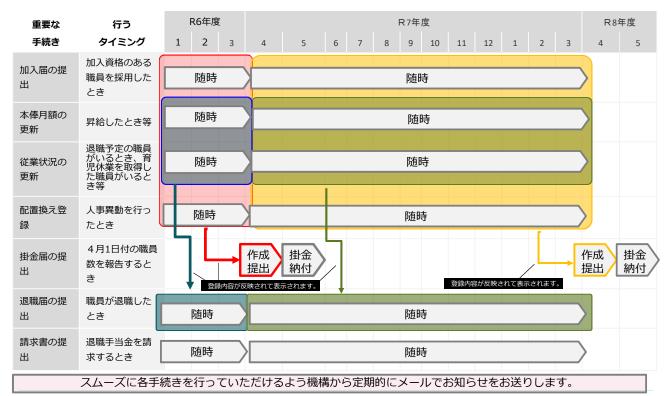
(3) 共済契約者ホーム画面 (最近の手続き履歴) 手続きをすると、共済契約者ホーム画面の下部に手続きの履歴が表示されます。



⑤対応を行った後、上の 欄からメッセージは消去 されますが、履歴欄で登録 した内容が確認できます。



5. 重要な手続きと行うタイミング等



19



退職手当共済新システムの概要及び変更点

6. 新システム移行に関するホームページのお知らせ

(1)新退職手当共済システムのご案内ページについて 新システムへの移行にかかる最新情報については、退職共済事業ホームページに掲載していますので、 ご確認ください。

▼ WAM > 退職手当共済事業 > 退職手当共済新システムのご案内 URL: https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystem_guide/





6. 新システム移行に関するホームページのお知らせ

(2) 操作説明動画について

操作説明動画についても退職共済事業ホームページに最新情報を掲載していますので、ご確認ください。

▼ WAM > 退職手当共済事業 > 退職手当共済新システムのご案内 URL: https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystem_guide/







【社会福祉施設職員等退職手当共済制度】

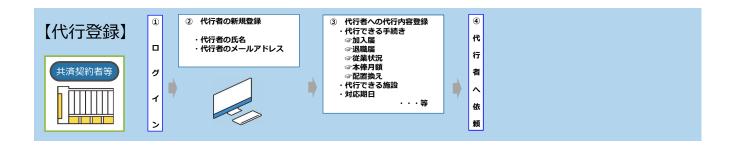
退職手当共済新システム 操作のご紹介

独立行政法人福祉医療機構 共 済 部

本日ご紹介する操作

- ①代行者への手続き依頼
- ②従業状況の更新手続き
- ③退職届の提出手続き
- ④退職手当金請求書の提出手続き





代行登録について

- ・共済事務担当者から施設の担当者や、法人の別の担当者に依頼することができます。
- ・この手続きは法人の共済事務担当者のみが実施することができます。
- ・HP掲載の動画で操作が確認できます。



3



山骨 和 独立行政法人福祉医療機構

代行者への手続き依頼

<代行依頼が可能な手続き>

代行依頼が可能な手続きは次の5つです。

- > 被共済職員加入届の提出手続き
- > 従業状況の更新手続き
- > 配置換え登録手続き
- > 本俸月額の更新手続き
- > 被共済職員退職届の提出手続き

<代行依頼をする方法>

代行依頼を行う方法は次の3つです。

> 新規依頼をする

・各施設の担当者等に新規に代行依頼をすることができます。

> 参照依頼をする

過去の依頼した内容を参照して、内容を更新したうえで、 新規に代行を依頼をすることができます。

▶ 再依頼(督促)をする

・依頼済みの内容について再依頼(督促)を することができます。





登録方法を選択する

登録方法として代行依頼を選択する

最初に、代行依頼が可能な手続きについては、手続きに進む前に「登録方法選択」画面が表示されます。



手続きを施設の担当者等に依頼する場合は、「①代行依頼をする」を選択します。 選択が完了しましたら、「②次へ」ボタンをクリックします。

5



パターン1.新規依頼をする

代行者へ手続きを依頼する(新しい代行者に対して依頼をする)

代行者を新たに登録する

「代行依頼をする」を選択し、「次へ」ボタンをクリックすると、「代行者への処理依頼」画面が表示されます。

画面の右上にある「代行者の一覧・新規登録」ボタンをクリックします。

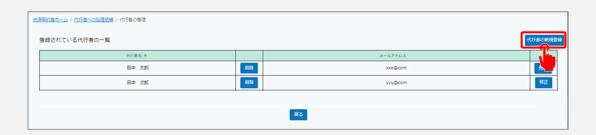


7



代行者へ手続きを依頼する(新しい代行者に対して依頼をする)

「代行者の管理」画面が表示されるので、画面右上にある「代行者の新規登録」ボタンをクリックします。

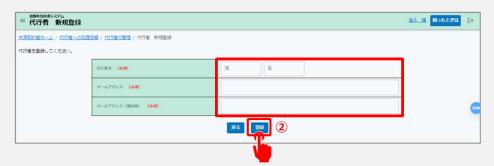


代行者へ手続きを依頼する(新しい代行者に対して依頼をする)

「代行者の新規登録」ボタンをクリックすると、「代行者 新規登録」画面が表示されます。

①新たな代行者の情報を入力し、「②登録」ボタンをクリックします。

代行者名、 メールアドレス、 メールアドレス(確 認用) を入力し、登録ボタ ンをクリックします。

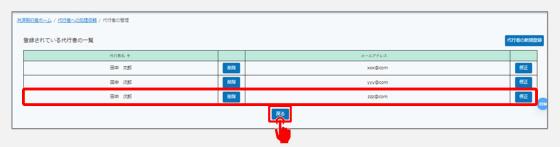


9

□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

代行者へ手続きを依頼する(新しい代行者に対して依頼をする)

前の画面で登録した代行者が表示されていることを確認して、「戻る」ボタンをクリックします。



★ 新しい代行者情報の登録が完了すると、登録した代行者宛に、ログインID等が記載されたメールがシステムから自動で送付されます。

パスワードは、同じメールに記載されている「パスワード変更申請画面」へのリンクをクリックし、表示された画面の案内に沿って任意に設定いただくこととなります。

代行者はメールに記載されているIDと、自身で任意に設定したパスワードを用いてログインをし、手続きを行うこととなります。

代行者へ手続きを依頼する(新しい代行者に対して依頼をする)

依頼内容を入力する

改めて「代行者への処理依頼」画面が表示されます。

これまでの手順により登録した代行者に手続きの代行を依頼します。

「新規依頼」ボタンをクリックします。



11

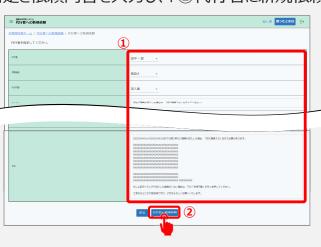
□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

代行者へ手続きを依頼する(新しい代行者に対して依頼をする)

次に「代行者への新規依頼」画面が表示されます。

①登録した代行者の指定と依頼内容を入力し、「②代行者に新規依頼」ボタンをクリックします。

代行者名、対象施設、代行内容(届出の種類)、タイトル、本文(任意の文章)を入力し、「代行者に新規依頼」ボタンをクリックします。



パターン2.参照依頼をする

13



代行者へ手続きを依頼する(参照依頼をする)

依頼内容を確認する

これまで施設の担当者等に依頼を行ったことがある場合は、過去の依頼内容を参照して依頼をすることが可能です。

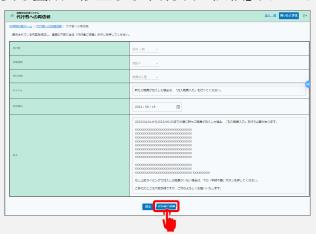
参照依頼を行う場合は、「代行者への処理依頼」画面で参照する過去の依頼欄にある「参照依頼」ボタンをクリックします。



代行者へ手続きを依頼する(参照依頼をする)

次に「代行者への参照依頼」画面が表示されます。

依頼内容を確認し、必要な箇所を修正して「代行者に依頼」ボタンをクリックして完了です。



15

■ 独立行政法人福祉医療機構

パターン3. 再依頼(督促)をする

代行者へ手続きを依頼する(再依頼をする)

依頼内容を確認する

依頼した内容が未対応である場合、再依頼(督促)を行うことが可能です。

再依頼(督促)を行う場合は「代行者への処理依頼」画面で未対応の依頼欄にある「再 依頼」ボタンをクリックします。



17

□□□ 独立行政法人福祉医療機構

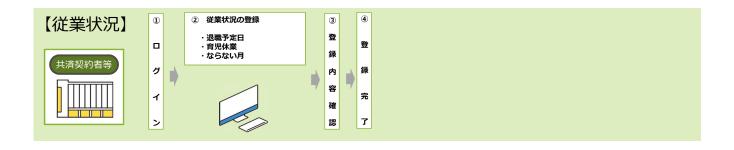
代行者へ手続きを依頼する(再依頼をする)

「代行者への再依頼」画面が表示されます。

依頼内容を確認し、「代行者に再依頼」ボタンをクリックして完了です。



②従業状況の更新手続き



従業状況について

- ・毎月、職員の退職予定日、育児休業、ならない月の登録が可能です。
- ・育児休業、ならない月の登録内容は掛金届の提出時、退職届の提出時に機構へ提出されます。
- ・HP掲載の動画で操作が確認できます。



ШАП

□ ♣ □ 独立行政法人福祉医療機構

従業状況の更新手続きへ進む

19

従業状況の更新のための 定期案内メールの受領

機構より、先月分の従業状況を更新する案内メールが定期的に送付されます。

従業状況の更新が必要な場合、案内メールに記載されているリンクから従業状況の更新に進みます。

なお、従業状況は、システム画面の左上に あるメニューからも随時更新を行うことができ ますので、ご利用ください。



20

従業状況の更新手続きへ進む

システム画面から従業状況の更新手続きへ進む場合①

システム画面から退職届の提出手続きに進む場合、次の手順に沿って手続きに進みます。 システム画面左上のサイドメニューボタンをクリックします。



21

従業状況の更新手続きへ進む

システム画面から従業状況の更新手続きへ進む場合②

表示された退職手当共済システム メニューから「従業状況の登録」を クリックします。



登録方法を選択する

従業状況の更新手続き方法の選択

メールに記載されているリンク、またはシステムメニューをクリックすると、「登録方法選択」画面が表示されます。



従業状況の更新手続きを法人の共済事務担当者が自ら実施する場合、「①自身で登録する」を選択します。

選択が完了したら、「②次へ」ボタンをクリックします。

23



従業状況の更新画面が表示される①

従業状況更新対象の職員が在籍する施設の選択

「自身で登録する」を選択し、「次へ」ボタンをクリックすると、「従業状況更新」画面が表示されます。

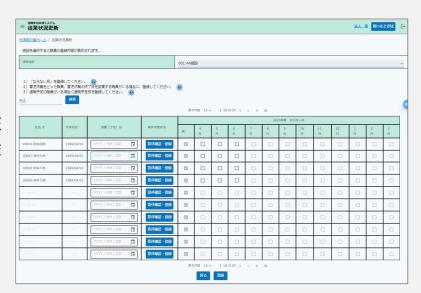
従業状況を更新する職員が在籍する施設をプルダウンから選択します。



従業状況の更新画面が表示される②

施設に在籍する職員 の一覧を確認

プルダウンから選択した施設に在 籍する職員の一覧が表示されま す。



25

■ 独立行政法人福祉医療機構

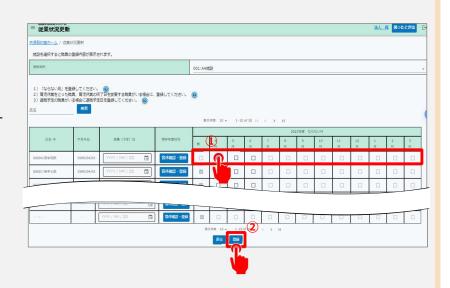
パターン1.「ならない月」情報を登録・更新する

従業状況を登録・更新する(「ならない月」情報を登録・更新する)

「ならない月」情報 の登録および更新

各職員について、業務に実際に 従事した日数と従事したとみなす 日の合計日数が10日以下の 月があれば、①該当月にチェック を入れます。

内容を確認し、画面下部の「② 登録」ボタンをクリックします。



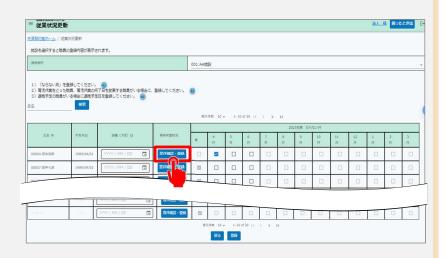
27

パターン2. 育児休業情報を登録・更新する

従業状況を登録・更新する(育児休業情報を登録・更新する)

育児休業情報の登録 および更新

続いて育児休業を取得した職員 については、「育休確認・登録」 ボタンをクリックします。



29

■ 独立行政法人福祉医療機構

従業状況を登録・更新する(育児休業情報を登録・更新する)

育児休業情報の登録および更新

続いて「育児休業情報 登録」画面が表示され ますので、①育児休業 の取得状況を入力しま す。

内容に間違いがないこと を確認して「②確認」ボ タンをクリックします。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	法人 選 田ったときは [→				
共落契約者ホーム / 往至状況更新 / 育児休駕清報登録					
育児休業登録対象職員 職員番号:00004 職員氏名:田中四郎					
育児休菓の取得状況を入力してください。					
入力した内容を確認後、間違いがなければ、「確認」ボタンを押してください。 なお、出生日を入力すると「育児休菓開始日」と「育児休菓終了 (予定) 日」は自動的に初期表示	されますが、必要な場合は修正入力が可能です。				
■-□■ ⊙					
出生日 (参加)	2023 / 05 / 01				
育完体堂開始日 [必集]	2023 / 06 / 27				
育売休業終了(予定)日 (必須)	2024 / 04 / 30				
/U(・ママ育休ブラス ⑥	○有○無				
半年延長の理血 🕢	○ 1. 保育所等に入所を希望しているが、1歳(又は1歳6か月)に達する日後の興墜について、入所できない場合				
**************************************	2. 子の養育を行っている配偶者であって、1歳(又は1歳6カ月)に進する日後の期間について、子の養育を行う予定であった者が、死亡・負傷・疾病等、敵婦等により子の養育することができなくなった場合				
意識/UC有体	一有				
■大阪目・②					
■ t⊠E ⊕					
■ AGE ⊕ 2					
	展る 機器				
	N K				

従業状況を登録・更新する(育児休業情報を登録・更新する)

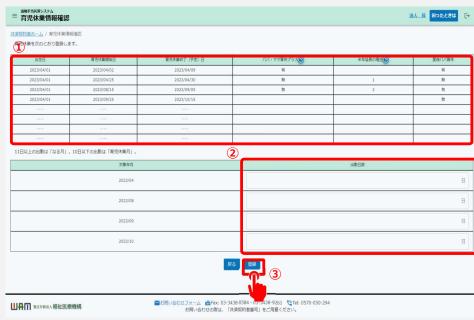
育児休業情報の登録

および更新

続いて「育児休業情報確認」 画面が表示されますので、入 力した育児休業情報に間違 いがないことを確認します。 (①の部分)

登録した育児休業の期間において、出勤日数の登録欄が表示された場合は、対象年月における出勤日数を入力します。 (②の部分)

内容に間違いがないこと を確認して、「③登録」ボ タンをクリックします。



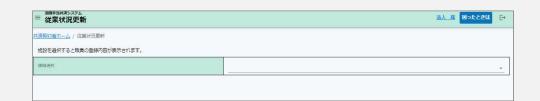
□ 4 並行政法人福祉医療機構

31

従業状況を登録・更新する(育児休業情報を登録・更新する)

育児休業情報の登録および更新

育児休業の情報登録が完了すると、「従業状況更新」画面に戻ります。



引き続き、他の職員の育児休業情報を登録更新する場合は、施設選択のプルダウンより対象施設を選んで登録してください。

パターン3. 退職予定日情報を登録・更新する

□□□ 独立行政法人福祉医療機構

33

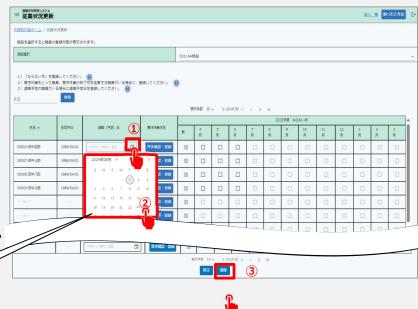
従業状況を登録・更新する(退職予定日情報を登録・更新する)

退職予定日情報の登録および更新

退職予定者がいる場合は、対象者の氏名を確認後、

- ①退職(予定)日欄のカレンダーボタンをクリックし、
- ②退職予定日をカレンダーから 選択します。

内容に間違いがないことを確認して「③登録 |ボタンをクリックします。



①を押すと、 カレンダーが 表示されます

従業状況を登録・更新する(退職予定日情報を登録・更新する)



退職の意向を示す職員が存在する場合における注意点

check

退職の意向を示す職員が存在する場合の注意点は次のとおりです。

- 退職の意向を示す職員が存在する場合、「従業状況更新」画面にて速やかに退職予定日の登録を行ってください。 登録された退職予定日の翌日以降、被共済職員退職届提出のための案内メールが機構から送付されます。
- ▶ お手元に被共済職員退職届提出のための案内メールが届いたら、速やかに提出をお願いいたします。

35

□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

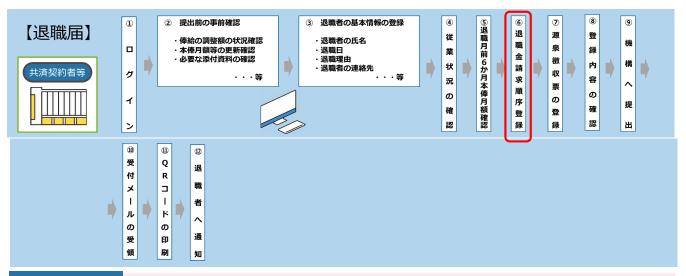
従業状況を登録・更新する(退職予定日情報を登録・更新する)



退職予定日を登録できない場合

次の2つのケースに該当する場合、退職予定日を登録することは出来ませんのでご留意ください。

- 当年度の掛金納付対象職員届が未提出の場合、当年度の4月1日以降を退職予定日として登録することは出来ません。速やかに掛金納付対象職員届の提出をお願いいたします。
- 共済契約の解除対象となっている職員については、退職予定日を登録することは出来ません。なお、 「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届」を提出することによる解除 の場合に限り、退職予定日を登録することが可能です。



退職届について

- ・「従業状況の確認」で「退職予定日」欄に日付を登録すると、当該日到来後に退職届の提出依頼メールが送付されます。 また、ログインをすると、ホーム画面の「対応が必要な手続」欄に退職届の提出案内メッセージが表示されます。
- ・「退職金請求順序登録」は都道府県の退職金制度に加入している場合に行います。
- ・「源泉徴収票の登録」は、機構以外の退職金が支給されている場合、登録が必要となります。
- ・HP掲載の動画で操作が確認できます。

37



■ 独立行政法人福祉医療機構

退職予定日の登録に進む

従業状況の更新のための 定期案内メールの受領

退職予定者がいる場合、最初に退職予定日を登録する必要があります。

機構から職員の従業状況の更新にかかる 案内メールが定期的に送付されるため、 案内メールに記載されているリンクから退職 予定日の登録に進みます。

なお、従業状況は、システム画面の左上に あるメニューから随時更新を行うことができま すので、ご利用ください。



退職予定日の登録に進む

システム画面から退職予定日の登録に進む場合①

システム画面から退職予定日の登録に進む場合、次の手順に沿って登録に進みます。 システム画面左 トのサイドメニューボタンをクリックします。



39

□ ★ 預立行政法人福祉医療機構

退職予定日の登録に進む

システム画面から退職予定日の登録に進む場合②

表示された退職手当 共済システムメニューから「従業状況の登録」 をクリックします。



登録方法を選択する

退職予定日の登録方法の選択

メールに記載されているリンク、またはシステムメニューをクリックすると、「登録方法選択」画面が表示されます。



退職予定日の登録を法人の共済事務担当者が自ら実施する場合は、「①自身で登録する」を選択します。

選択が完了したら、「②次へ」ボタンをクリックします。

41



退職予定日を登録する①

退職予定者が在籍する施設の選択

「自身で登録する」を選択し、「次へ」ボタンをクリックすると、「従業状況更新」画面が表示されます。

まず、退職予定者が在籍する施設をプルダウンから選択します。



退職予定日を登録する②

施設に在籍する職員の一覧を確認

プルダウンから選択した施設に在籍する職員の一覧が表示されます。



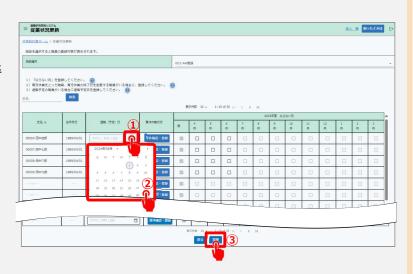
43

退職予定日を登録する③

退職予定日の登録

退職予定者の氏名を確認後、①退職(予定)日列のカレンダーボタンをクリックし、②退職予定日をカレンダーから選択します。

退職予定日の登録が完了したら、「③登録」ボタンをクリックします。



退職届の提出手続きへ進む

退職届提出のための 案内メールの受領

退職予定日を登録すると、退職予定日到 来後、機構から退職手続きの開始にかか る案内メールが送付されます。

案内メールに記載されているリンクから届出 方法の選択に進みます。

なお、退職予定日到来前であってもシステム画面の左上にあるメニューから退職届の作成を行うことができますので、ご利用ください。



45

□□□□ 独立行政法人福祉医療機構

退職届の提出手続きへ進む

システム画面から退職届の提出手続きへ進む場合①

システム画面から退職届の提出手続きに進む場合、次の手順に沿って手続きに進みます。 システム画面左上のサイドメニューボタンをクリックします。



退職届の提出手続きへ進む

システム画面から退職届の提出手続きへ進む場合②

表示された退職手当共済システムメニューから 「退職した職員のお手続き」を クリックします。



47

□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

登録方法を選択する

退職届の提出手続き方法の選択

メールに記載されているリンク、またはシステムメニューをクリックすると、「登録方法選択」画面が表示されます。



退職届の提出手続きを法人の共済事務担当者が自ら実施する場合は、「①自身で登録する」を選択します。

選択が完了したら、「②次へ」ボタンをクリックします。

退職届を提出する職員を選択する

退職届を提出する職員の選択

「自身で登録する」を選択し、「次へ」ボタンをクリックすると、「退職予定者一覧」画面が表示されます。

退職届を提出する職員の「退職情報登録」ボタンをクリックし、手続きに進みます。



49

□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

退職届提出前の事前確認をする①

「俸給の調整額」の影響確認

退職届の提出にあたって、最初に「俸給の調整額」の影響有無を確認します。 画面の案内に沿って、内容を確認後、影響を受けない場合は、「影響を受けないので退職手当 金を申請する」を選択します。



退職届提出前の事前確認をする②

退職者情報の登録状況の確認

続いて次の3つの項目について、「内容を確認する」ボタンをクリックし、登録状況の確認を行います。

- ① 「俸給の調整額」対象手当
- ② 退職月の俸給額
- ③ 退職月までの従業状況

最新の状況に更新されていることが確認 できたら、「④はい」を選択します。

▲ 確認の結果、登録内容に不備が あった場合、「いいえ」をクリックして 各手続きを先に完了させてください。



51

□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

退職届提出前の事前確認をする③

源泉徴収票にかかる 留意事項等の確認

続いて次の3つの項目について、画面に表示されている留意事項等を確認し、問題が無い場合は「確認しました」、「説明している」にチェックを入れます。

- ① 源泉徴収票にかかる留意事項
- ② 退職理由ごとに必要となる書類
- ③ 対象職員への退職手当金請求の手続き 方法および合算制度の利用方法にかかる 説明実施有無

留意事項等の確認ができたら、「④次へ」ボタンをクリックします。

▲ 退職者情報の最新化および留意事項 等の確認がすべて完了するまで、「次へ」 ボタンをクリックすることはできません。



退職者の基本情報を確認・登録・更新する

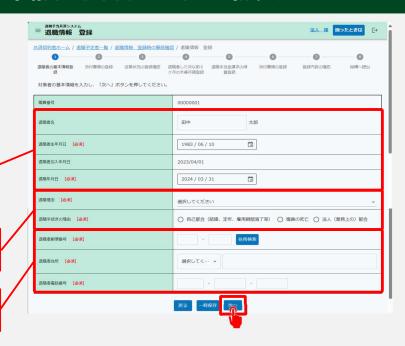
退職者基本情報の確認・登録・更新

退職届提出前の事前確認が終わりましたので、ここから、退職届を作成します。 最初に次の3つの項目について、画面に表示されている内容を確認し、誤りがある場合には修正をします。

- 退職者名
- 退職者生年月日
- 退職年月日

次に、該当する退職理由および退職手続きの理由を選択します。

最後に、退職者郵便番号・退職者住 所・退職者電話番号を入力し、「次 へ」ボタンをクリックします。



53

■ 独立行政法人福祉医療機構

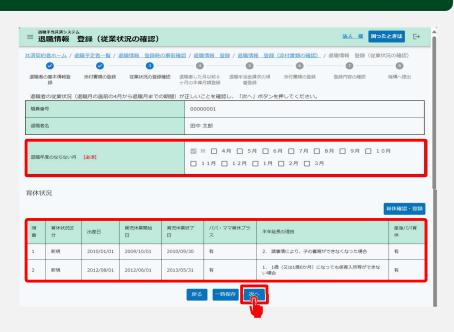
従業状況の確認・登録・更新をする

退職者(手続き対 象者)の従業状況 確認

続いて次の2つの項目について、 正しい情報が登録されていることを 確認します。

- 退職年度におけるならない月 情報
- 育児休業情報

正しい情報が登録されていることを確認したら、「次へ」ボタンをクリックします。



本俸月額情報の登録・更新をする

退職した月以前6カ月に おける本俸月額情報の確認

続いて、俸給表の額が正しく登録されていること 確認します。

また、俸給の調整額の対象となる手当がある場合は、該当する手当を選択し、支給額を入力します。

★調整額については、明細あるいは合計額のどちらの 形式でも登録することが可能です。

退職した月以前6カ月において、正しい本俸月額 情報への修正が完了したら、「次へ」ボタンをクリック します。



55

世界 ↑ 独立行政法人福祉医療機構

退職手当金支払いの順番を登録する

都道府県の退職手当金 制度への加入有無および 請求順序の登録

続いて都道府県の退職手当金制度への加入の有無と加入している場合はどちらを先に請求するか選択します。

次の2つの項目について、該当する方の 選択肢を選びます。

- 都道府県の退職金制度への加入有無
- 退職金請求の順番

登録が完了したら、「次へ」ボタンをクリック します。

選挙の表示の	退職手当共済システム退職情報 登録(退職手当金支払いの順番	の登録)			法人模	ったときは	₽
認用者の基本情報と か付養地の登録 従業状況の登録機認 透陽名した月以前の ク月の本等月間登録 電量課 報道所見の遺職手出金制度に加入されている場合、退職所得の源泉教政を行う都合上、福祉医療機構と同時に請求をすることはできません。 予め透陽手出金制度に加入されている場合、退職所得の源泉教政を行う都合上、福祉医療機構と同時に請求をすることはできません。 予め透陽手出金の加速の過略を決していただく必要があります。 なお、都道所県の遊職手出金制度に加入されている場合の部量点は次のとおりです。 (1) 福祉医療機構を死に清求される場合				(添付書類の確認)	/ 退職情報 登録(往	主業状況の確認)	_ /
お田の中の出版手当金制度に加入されている場合。 規則所得の源泉政政を行う都合上、福祉医療機構と同時に請求をすることはできません。 子の成職手当金の請求の順番を決めていただく必要があります。 なお、都田の用のの職等と無いはないのは、おいました。	o — o — o —	O		- 6		- 0	
予め意観予当金の頃水の順番を決めていただく必要があります。 なお、都面用用の透聴予当金制限に加入されている場合の留意点は次のとおりです。 (1) 福祉医療機構を先に請求される場合 共済契約者種にて福祉医療機構の避罪予当金を含めて原泉徴収を行っていただく必要があります。 ※福祉医療機構の避難予当金の原泉徴収置については、支給後に退職者あて郵送しますが、共済契約者様においても、このシステム上で確認することが可能となます。 (2) 福祉医療機構を後に請求される場合 都面用用の透整金制度から発行された原泉徴収置の所付が必要となりますので、ご用意ください。 退職予当金の清珠の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。 退職事号 の0000001 退期者名 田中 太郎 新趣用用の波整金制度への加入有無 [必須] 有 無 以数金条件で表に請求 福祉医療機構を後に請求				添付書類の登録	登録内容の確認	模構へ提出	d
なお、都道府県の週間手当金制度に加入されている場合の留意点は次のとおりです。 (1) 福祉医療機関を先に清末される場合 共済契約名様にて福祉医療機構の選問手当金を含めて選求徴な行っていただく必要があります。 米福祉医療機構の選手当金を含めの実施改選については、支給後に退略者あて郵送しますが、共済契約名様においても、このシステム上で確認することが可能となまます。 (3) 福祉医療機関を後に清求される場合 都道府県の退職金制度から発行された源泉徴収票の添付が必要となりますので、ご用意ください。 提展手号 の0000001 週間着名 田中 太郎 都道府県の退職金制度への加入有無 (必須) 有 無 「複社医療機関を後に請求 福祉医療機関を後に請求		段徴収を行う都合。	上、福祉医療機構と同	時に請求をすることに	まできません。		
(1) 福社医療機構を先に請求される場合	予め退職手当金の請求の順番を決めていただく必要があります。						
共済契約者権にて福祉医療機構の遺職手当金を含めて譲泉徴収置については、支給後に退職者あて郵送しますが、共済契約者権においても、このシステム上で確認することが可能となます。 ※書語と原機構の遺職・当当金の源泉徴収置については、支給後に退職者あて郵送しますが、共済契約者権においても、このシステム上で確認することが可能となます。 (2) 福祉医療機構や後に請求される場合 都辺の県の選職金制度から発行された原泉徴収置の添付が必要となりますので、ご用意ください。 認趣手当金の講家の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。 現典書号 の0000001 現題名名 田中 太郎 都辺県県の課題金制度への加入有無 [必須] 有 無 無 無 の 無 無 の 無 は 表 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		は次のとおりです。					
※福祉医療機構の遺職手当金の源泉微収票については、支給後に退職者あて郵送しますが、共済契約者様においても、このシステム上で確認することが可能となます。 (3) 福祉医療機構を後に清求される場合 都通府県の退職金制度から発行された原泉徴収票の添付が必要となりますので、ご用意ください。 退職手当金の講家の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。 環境番号 00000001 週期者名 田中 太郎 都通府県の退職金制度への加入有無 (必須) 有 無 週間金講求の帰職 (必須) 「福祉医療機構を後に請求 価格と原本機構を後に請求							
要す。 (2) 福祉医療機構を後に清求される場合 都面所県の透贈金地度から発行された際景館収集の添付が必要となりますので、ご用意ください。 退職手当金の清求の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。 環境器号 00000001 現職者名 田中 太郎 初選等県の退職金制度への放入有額 (必須) 「有 無 辺郡全請求の順番 (必須) 「福祉医療機構を先に請求 「福祉医療機構を後に請求	共済契約者様にて福祉医療機構の退職手当金を含めて源泉後	奴を行っていたた	だく必要があります。				
(2) 福祉医療機構を後に済まされる場合 新部用県の透照を金組度から発行された原泉磁収票の添付が必要となりますので、ご用意ください。 認能手当金の清末の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。 認用番号 の0000001 認期監察 田中 太郎 村		6後に退職者あて	郎送しますが、共済契	約者様においても、	このシステム上で確認	することが可能	とな
部選所景の遺職金制度から発行された際景徴収集の添付が必要となりますので、ご用意ください。 退職手当金の請求の除着を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。 環員番号 00000001 退職者名 田中 太郎 「日本 大郎 大郎 「日本 大郎 大郎 「日本 大郎 大郎 大郎 「日本 大郎 大郎 大郎 「日本 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 「日本 大郎							
退職手当金の請求の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。 環員番号 00000001		悪とわりますのこ	ア プ用音とださい				
環境番号 00000001			C. CHRYCOU				
遊園者名 田中 太郎 田中 太郎 日中 大郎 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	四年 1 日本の時外の時間で接続がったださい。 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1						
新選府県の退租金制度への加入利無 [必須]	職員番号	00000001					
新選府県の退租金制度への加入有無 [必須]		mar Lan					_
遊園坐講來の排曲 [&계] 福祉医療機構を先に請求 ○ 福祉医療機構を後に請求	 遊廳看名	田中 太郎					
辺間金請求の排曲 (を消) 福祉医療機構を先に請求 価祉医療機構を後に請求							
	都道府県の退職金制度への加入有無 【必須】	〇有 〇 無	ŧ				
	没際会議求の経路 「必須」	〇 福祉医療機	i/標を生に結束 ○ 2	MATE 南地港を後に3	Edb		
戻る 一時保存	WOOD THE STATE OF	C MATERIAL DE CO	AN COUCHAN O II	THE PLANT COLUMN CONTRACTOR	177		
戻る 一時保存							
		戻る 一時	保存				

源泉徴収票の情報を登録する

都道府県の退職手当金制度から発行された 源泉徴収票の登録

前の画面で次のように選択した場合は、都道府県の退職手当金制度から発行された退職所得の源泉徴収票のアップロードおよび内容の登録を行います。

● 都道府県の退職手当金制度への加入 「有」で、かつ「福祉医療機構の退職金 を後に請求する」場合

また、都道府県の退職手当金制度以外から 退職手当金の支給がある場合は「①続けて登録」ボタンをクリックして内容の登録に進みます。 すべての源泉徴収票のアップロードおよび内容 の登録が完了したら、「②次へ」ボタンをクリッ クします。

	退職情報 登録(退職手当金支払			5)	
☑ 退職者の基本情報登 添付書頭の登録			表付書類の登録	登録内容の確認	機構へ提出
都道府県の退職手当金の制度から発 プロードと内容の登録行い、「次へ」			りません) を共済契約者が(かかる源泉徴収票についる		
退職所得に係る情報を入力してくだ	・ 後で登録	130 14	DI SERBUKEL JUL	では、からない。	9 07 C. 19987 C.
記場が特に味る情報を入力してくた 就労年月日 [必須]		015 / 04 / 01			
退職年月日 (必須)	[2	024 / 03 / 31			
区分 [必須] 🕡	PFS	P 税法第 201 条第1項1号並	びに地方税第 50 条の6第	1項1号及び第 328 条6第	· 1項1号適用分 v
勤統年数 [必須]		9	年		
退職所得の接泉徴収票 【必須】 ②		アイルを選択してください ファイルを選択	•		

57

□ 4 並行政法人福祉医療機構

源泉徴収票の情報を登録する



源泉徴収票の添付が必要な場合

check

- ▶ 都道府県の退職金制度など、機構以外からも退職金が支給される場合は、源泉所得税を計算する都合上、 予め退職金の請求の順番を決めて請求を行っていただく必要があります。
- ▶ 源泉徴収票の添付が必要となるのは、機構以外からも退職金が支給される場合で、機構を後に請求する場合です。この場合は、先に請求する退職金にかかる源泉徴収票の添付を行ってください。
- ▶ 機構以外からも退職金が支給される場合であっても、機構を先に請求する場合や、機構以外の退職金は支給されない場合は、源泉徴収票の添付は不要です。
 - ※なお、源泉徴収票とは、「退職所得の源泉徴収票」です。「給与所得の源泉徴収票」ではありませんので、 ご留意ください。

退職届を提出する

届出に必要な情報の 確認および退職届の提出

最後に登録内容が表示されますので、 内容に誤りが無いことを確認し、「機 構へ提出する」ボタンをクリックします。

<重要>

退職手当金の請求を退職者でなく、 共済契約者が代行する場合、 「機構な場場第一件済却約者が

「機構へ提出後、共済契約者が 退職手当金請求または合算申出 代行する場合はチェックをつけて ください」に√をつけてください。

チェックをつけ「提出」ボタンを クリックすると

→72ページへ遷移します。



59

世界 ↑ 独立行政法人福祉医療機構

退職者識別コードを印刷する

退職者識別コードの印刷および連携

退職届の提出が完了したら、退職者が退職手当金の請求をする際に必要となる情報が表示されます。

「①印刷」ボタンをクリックして画面に表示された内容を印刷し、退職者にお渡しください。

印刷完了後、「②完了」ボタンをクリックします。



退職届の提出手続きが完了しました

手続き完了

お疲れ様でした。

これにて被共済職員退職届の提出手続きは完了となります。

提出手続き完了後、「退職者状況管理」画面にて登録した退職情報を確認することができます。



61

□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

受付完了のお知らせを確認する

受付完了メールの受領

退職届の提出手続きが完了すると、 機構から受付完了メールが送付 されます。



④退職手当金請求書の提出手続き

法人が代行請求を行う場合



説明資料等

- ・退職手当金シミュレーション
- ・退職・再加入シミュレーション
- 操作マニュアル
- ・HP掲載の動画で操作が確認できます。
- ・「退職される皆さまへ」(後日ホームページ掲載)

備考

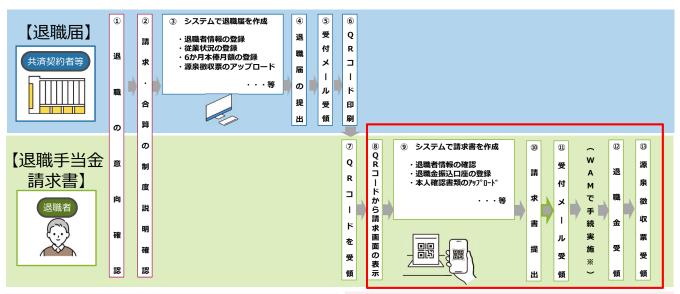
- ※1.請求書の登録を法人が退職者に代わって行う場合は、 退職者からの委任状が必要となります。
- ※2. 退職日以降、必要書類がすべて添付された以降に WAMは受付します。





④退職手当金請求書の提出手続き

退職者本人が請求する場合



説明資料等

- ・退職手当金シミュレーション
- ・退職・再加入シミュレーション
- ・操作マニュアル
- ・操作説明動画
- ・「退職される皆さまへ」 (後日ホームページ掲載)

参考資料等

- ・退職手当金シミュレーション
- ・退職・再加入シミュレーション
- ・操作マニュアル
- ・操作説明動画
- ・「退職される皆さまへ」(後日ホームページ掲載)



はじめに

退職手当金の請求を始める前に(その1) 必要な書類の準備

退職手当金の請求を始める前に、以下の資料をご準備ください。

- *以下①~③を全てご準備ください。後ほど、必要な箇所を写真等でアップロードしていただきます。 予めスマートフォンで撮影しておくと手続きがスムーズにすすみます。
- ①退職手当金の振込口座に関する書類(以下のいずれか)
- a.預金通帳、b.キャッシュカード、c.WEB上の口座情報のページなど、振込先口座が確認できるもの
- ②個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(以下のいずれか)
- a.マイナンバーカード
- b.通知カード
- c.マイナンバーが記載された住民票
- ③ご本人であることを確認できる書類(以下のいずれか)
- a.マイナンバーカード
- b.「運転免許証」「運転経歴証明書」「パスポート」のうち 1 種類
- c.「健康保険証」「年金手帳」「公共料金の領収証」など本人確認できる書類のうち2種類



65

□ ♣ ↑ 独立行政法人福祉医療機構

勤務していた法人から退職手当金請求コードが記載された用紙を受け取る

退職手当金の請求を始める前に(その2)退職手当金請求コードの受領

勤務先の法人から、 「退職手当金請求コード」と 「QRコード」が記載された右の画面の 用紙を受け取ります。

済契約者ホーム / ・・・ / 退職手当金請求にはこの連面に表示される。 「表職手当金請求にはこの連面に表示される。」 「表示される。」	ロボコート れている退職手当金請求コードが必要となります。表示されている退職手当金請求コードを退制
退職手当金請求コード	001948803
職員氏名	00006:田中六郎
QRJ-K	
	印刷 完了 退職予定者一覧

スマートフォンで Q Rコードを読み取る

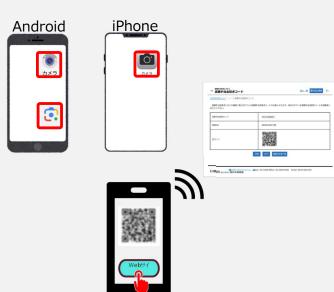
QRコードを読み取り、 退職者基本情報の登録 フォームを表示する

用紙を受け取り後、記載されているQR コードをスマートフォンで読み取ります。

Androidの場合は、カメラまたはGoogleレンズを起動します。(使用する機種により、一部操作手順が異なる場合があります。)

iPhoneの場合は、カメラを起動します。

QRコードにカメラをかざすと画面にQRコードの読み取り結果が表示されるのでタップします。



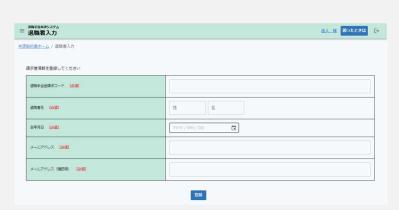
67



退職者認証をする①

QRコードを読み取り、 退職者基本情報の登録フォームを表示する

QRコードの読み取りに成功し タップすると、スマートフォンの画 面に退職者基本情報の登録 フォームが表示されます。



退職者認証をする②

退職者基本情報の登録

退職者基本情報の登録フォームが表示されたら、退職手当金の請求資格があることを確認す

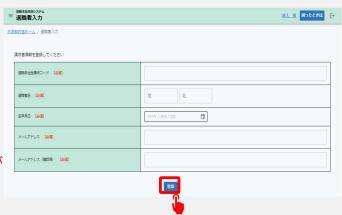
るため、退職者の基本情報を登録します。

画面の項目に沿って入力をお願いします。

入力が完了したら、「登録」ボタンをクリック します。

なお、入力に当たっての留意点は次のとおりです。

- ・勤務先の法人から受領した用紙に記載されている 退職手当金請求コードと相違が無いように入力してください。
- ・入力したメールアドレス宛に、この後使用する「認証コード」がメールで届きますので、誤りがないように入力してください。
- ・登録ボタンを押した際に、認証に失敗した場合は、生年 月日等が誤って登録されていないか、勤務先へ確認をしてください。



69

□ ♣ □ 独立行政法人福祉医療機構

退職者認証をする③

認証コードの入力

登録ボタンをクリックすると「認証コード」が記載された案内メールが機構からすぐに届きます。

メールが届かない場合は、迷惑メールの設定を確認してください。

続いて表示される「退職者認証」画面に「①認 証コード」を入力し、「②ログイン」ボタンをクリック します。

認証コードの有効期限は10分間です。



退職手当金の請求をはじめる

退職手当金の請求

ログインをしますと、退職手当金を請求するか、合算制度を利用するかの 選択画面が表示されます。

画面に表示された内容を確認し、「退職手当金を請求」ボタンをクリックして手続きを開始します。

をここでアップロードすることで、

次の画面へ遷移します。



71

72

■ 独立行政法人福祉医療機構



退職者の情報を確認し、個人情報の取扱い等に同意する

退職手当金請求の対象であることの確認

続いて退職手当金請求の対象となる 退職者の情報が表示されますので、表 示されている内容に誤りがないか、確認 します。

表示されている内容に誤りがある場合は、勤務先の法人へ確認をお願いします。

個人情報の取扱い、請求時の留意事項を確認し、「個人情報の取扱いについて同意します」と「上記の内容について了解します」に ✓を入れます。

(右図①の部分)

∨を入れましたら、「②次へ」ボタンをクリックします。



■ 独立行政法人福祉医療機構

73

請求者の区分を選択する

請求者区分の選択

続いて今回退職金を請求する請求者の区分について該当するものを選択します。 (右図①の部分)

内容に誤りがないことを確認し、「②次へ」ボタンをクリックします。

■ 退職手当共済:		手続き(請求	は者の確認)					ž	法人 様 困った	ときは
	ン/ 退職手当金の 対手続き(請求者	の請求手続き又は の確認)	合算制度利用手組	き確認 / 退職手	当金の請求手続	き前の書類の準備	/ 退職手当金の	請求手続き(退職	者確認) /	
②		- 0 -	4	- 6		-0-	- 8 -	9 —		
退職者確認	請求者の確認	請求者情報の登 録	振込先金融機関 の登録	本人確認の書類 の添付	退職所得の受給に関する申告書	源泉徴収票の確 認	申告書兼退職所 得申告書の作成	退職所得情報登録	登録内容の確認	模構へ提出
亥当する退職手当		↑を選択してくださ	rt1,	退場適防相等						
				戻る	一時保存	ጆ^ ② ቦ)			

請求者の情報を確認・登録する

請求者情報の登録

続いて退職手当金を請求される方の情報を確認・入力し、 「次へ」ボタンをクリックします。

▲ 表示内容に誤りがある場合は、 正しい情報に修正をしてください。

(確認項目)

請求者氏名(フリガナ、漢字) 請求者生年月日、請求者郵便番号、 請求者住所、請求者連絡先、 請求者メールアドレス、退職理由

■ 退職手当共済シ 退職 手当	金の請求手	続き(請求者)	情報の登録)							法人權图3	たときは [
	/ <u>退職手当金の講</u> 手続き(講求者情報	求手続き又は合算制 報の登録	度利用手続き確認	/ 退瓶手	当金の請望	<u>求手続き前の書類の</u>	達備 / 退號手当金	の請求手続き(退	(香殖認) / 退職手	当金の講求手続き	(請求者の確認
	o		0		_		_				•
退時看程認	請求者の確認	請求者情報の登録	摂込先金融機関の 登録		をの書類の で付	退職所得の受給に 関する甲告書の登 級		申告書業退職所得 申告書の作成	退地所得當較登錄	登録内容の確認	標構へ提出
次の項目につい	て、請求者の情報を	を入力してください。									
初期表示されて	いる内容と事実が	異なる場合は、内容的	多正してください。								
請求者氏名(全角	フリガナ) (必須)				カミヤ	タロウ					
請求者氏名(全角	漢字) [必須]				神谷	次郎					
請求者生年月日	(必須)				1962	/ 03 / 04					
RE-MACRIMENT / NO	便番号) [必須]				888	- 8888	住所検索				
MAN MACLES I CA	ocurs) toom				000	- 0000	ILT///GCW				
請求者現住所	多和				東京都	港区虎	ノ門4丁目3番13号				
請求虧連絡先	ALGO.				02.00	99-9999					
PAR C TEMPORE TO TO	C/MG				03-99	33-3333					
請求者メールアド	レス (極橋連絡用)	(必須)									
請求者メールアド	レス(帰構連絡用)	(確認用) (必須)									
退稅理由											
					戻る	一時保存	次へ				
							T.				

世界 ↑ 独立行政法人福祉医療機構

75

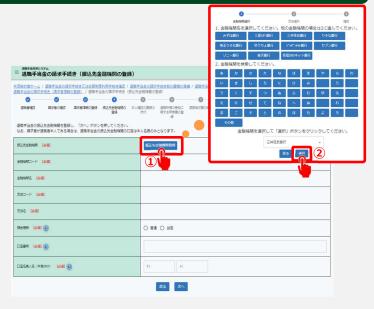
振込先金融機関を登録する

退職手当金の振込先金融機関情報の入力①

続いて退職手当金を振り込む金融機関 情報を登録します。

「①振込先金融機関登録」ボタンをクリックすると、金融機関の登録にかかるダイアログが表示されます。

表示される案内に従い、金融機関を選択し、「②選択」ボタンをクリックしてください。

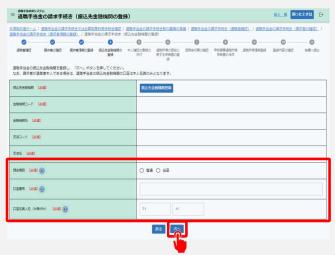


振込先金融機関を登録する

退職手当金の振込先金融機関情報の入力②

次に預金種目、口座番号、口座名義人(半角カタカナ)を入力します。

入力内容に誤りがないことを確認し、 「次へ」ボタンをクリックします。



77

□□□□ 独立行政法人福祉医療機構

本人確認書類等を添付する

本人確認書類の添付

続いて請求者本人であることを確認するため に、確認する書類を選択します。 (右図①の部分)

選択する項目によって、必要となる添付書類が異なる点にご注意ください。

退職手当金の請求を始める前に(その1) ② にて用意した書類を添付します。 (右図②の部分)

書類の添付が完了したら、「③次へ」ボタンをクリックします。



退職所得の受給に関する申告書について確認する

退職所得の受給に関する申告書について

続いて退職所得の受給に関する申告書にかかる注意事項を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。



79

□ 4 並行政法人福祉医療機構

源泉徴収票の内容を確認、登録する①

源泉徴収票の確認および登録

続いて機構以外から退職手当金が支給されている場合、勤務先の法人から当該退職金制度にかかる源泉徴収票が登録されていることが確認できる画面が表示されます。

登録されている源泉徴収票がある場合は、①リンクをクリックして内容を確認します。

登録されていない源泉徴収票がある場合は、「②源泉徴収票を追加で添付」ボタンをクリックして、追加の登録手続きを行います。

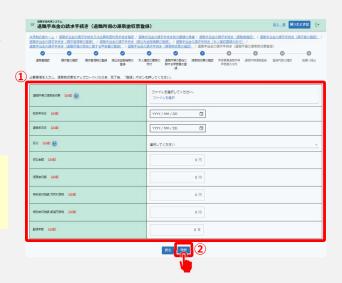


源泉徴収票の内容を確認、登録する②

源泉徴収票の確認および登録

登録されていない「源泉徴収票」がある場合は、①必要な情報の入力と源泉徴収票の添付を行い、「②登録」ボタンをクリックします。

▲ 登録対象となるのは「退職所得の源泉徴収票」 です。「給与所得の源泉徴収票」ではありません ので、ご注意ください。



81



源泉徴収票の内容を確認、登録する③

源泉徴収票の確認および登録

すべての源泉徴収票の登録が完了したら、「すべて登録されていることを確認」ボタンをクリックします。





退職所得の受給に関する申告書を作成する①

退職所得の受給に関する 申告書および 退職所得申告書の作成

続いて、表示されている氏名、現住所を確認し、退職した年の1月1日現在の住所を入力します。 (右図①の部分)

入力内容に誤りがないことを確認し、 「②次へ」ボタンをクリックします。



83



退職所得の受給に関する申告書を作成する②

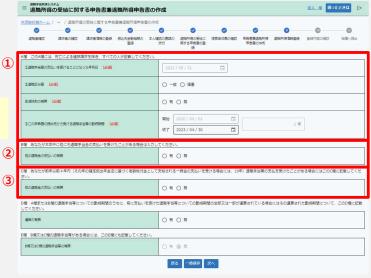
退職所得情報の登録①

A欄には請求者にかかる情報を入 ① 力します。(右図①の部分)

▲ 死亡による遺族請求を除き、 すべての人に記載いただく項目です。

B欄には本年中に支払を受けた他^② の退職手当の有無を選択します。^③ (右図②の部分)

C欄には前年以前4年内に支払を受けた他の退職手当の有無を 選択します。(右図③の部分)



退職所得の受給に関する申告書を作成する②

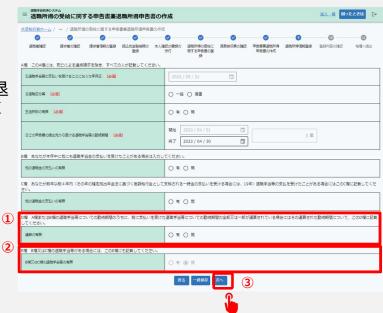
退職所得情報の登録②

D欄にはA欄またはB欄で登録した 勤続期間のうち、前に支給された退 職手当における勤続期間との通算 有無を選択します。

(右図①の部分)

E欄にはB欄またはC欄で「有」を 選択した場合、E欄についても 登録する必要があります。 (右図②の部分)

入力内容に誤りが無いことを確認 し、「③次へ」ボタンをクリックします。



85

□ ★ 独立行政法人福祉医療機構

提出内容の最終確認を行う

請求に必要な情報の最終確認

最後に、これまでに登録した退職手当金請求書の入力内容に誤りが無いことを確認し、「機構へ提出する」ボタンをクリックします。

▲ 登録した内容を修正する場合、「戻る」ボ タンをクリックして、修正を実施してください。





提出完了

手続き完了



お疲れ様でした。これにて退職手当金請求書の提出は完了となります。

87



提出後の流れ

メールの受領

退職手当金請求書の提出が完了すると、機構から次の3つのメールが順番に届きます。

- 受付メール 退職手当金請求書の提出完了時に届きます。
- 退職手当金の支給決定メール 機構での退職手当金請求書の内容について確認、審査が完了し、 退職手当金の支給が決定した際に届きます。
- 退職手当金の支給完了メール退職手当金の支給が完了した際に届きます。



提出後にできること②

退職手当金請求状況の確認②

退職手当金請求に対する処理状況を確認します。

退職手当金請求に対する審査の状況に応じて、次のような情報も確認することができます。

- 退職手当金の支給予定額
- 退職手当金の振込(予定)日



退職手当金の請求後は、適宜、ログインを行って、状況をご確認ください。